

## 七瀬従前居住者用住宅 内覧会のお知らせ

- 11月10日(日)・11日(月) 9:00~16:00実施 -

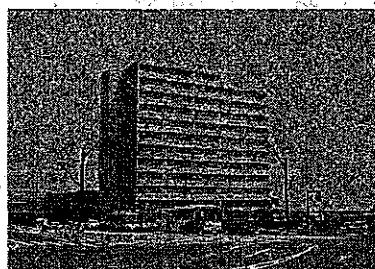
七瀬に建設中の従前居住者用住宅が完成しました。

そこで、11月10日(日)、と11日(月)の両日、午前9時から午後4時まで、同住宅の内覧会を開催します。また、11日(月)には、クッキングヒーターの実演を行います。多勢の皆様のご来場をお待ちしております。

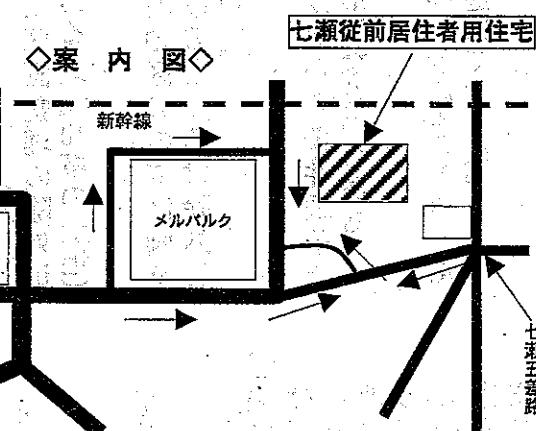
なお、駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮ください。

\* 従来の「栗田再開発住宅」を「栗田従前居住者用住宅」に名称変更しましたので併せてお知らせいたします。

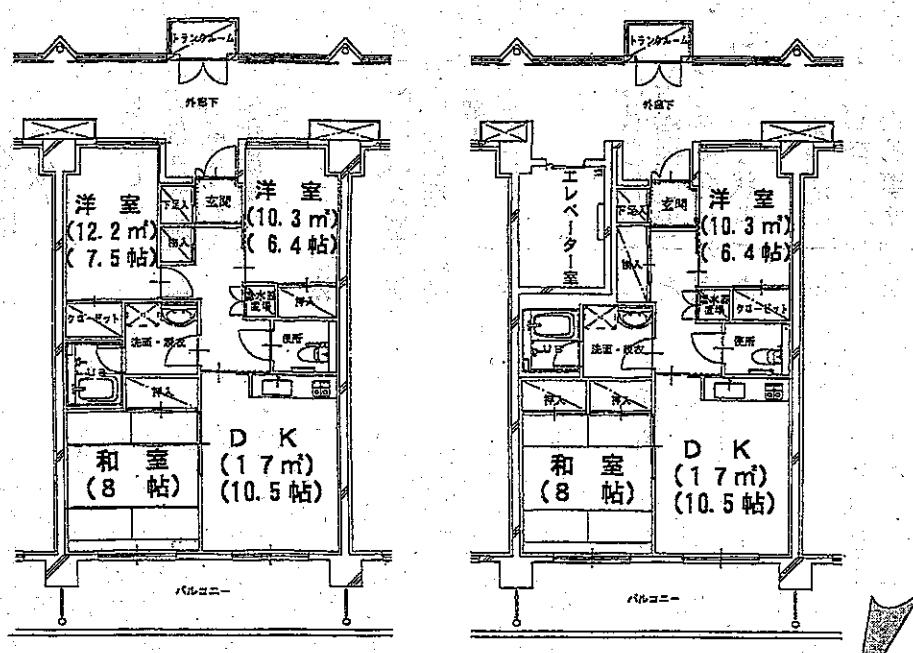
### ◇七瀬従前居住者用住宅◇



### ◇案 内 図 ◇



### ◇間 取 り ◇



街づくりだより

ひ  
が  
し  
ぐ  
ち

発行（第二十二号）

平成十四年十月二十三日

長野市 駅周辺整備局

電話 ○二六(二二四)五〇四九

七瀬従前居住者用住宅内覧会のお知らせ 一面

長野駅東口周辺整備対策

特別委員会意見聴取会での意見 二、三面  
第二十一回仮換地指定 一、二、三面  
四面

主な記事

駅周辺整備局二階で  
特別委員会意見聴取会

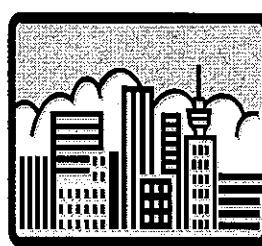
開催される

長野市議会、長野駅東口周辺整備対策特別委員会（伊藤治通委員長）では、事業推進を図る上から、権利者の皆様の御意見・御提案をお聞きする意見聴取会を八月二十二日（木）午後三時から駅周辺整備局二階会議室で開催しました。

事前に意見・提案発表の申出があつた二名の団体代表を含む九名の方、また、傍聴者（三十名）の中から二名の方、計十四名）の方から長野駅周辺第二土地区画整理事業に対する御意見・御提案をお聞きしました。

当日出された意見・提案について、主な事項は以下のとおりです。

- このように意見を言う機会をもつと早く開催して欲しかった。
- 長年住み慣れた住民の人権を無視している。
- 広い区域を一気にやることが間違いである。
- 栗田に区画整理の除外地区がある。（元知事の土地）
- 中御所地区の内で区画整理済みのところは除外してもいい。
- 駅南幹線の見直しを。
- 栗田地区の住民が駅南幹線により分断される。
- 騒音、二酸化炭素等環境破壊になる。
- 東京都六町には大型道路がない。区画整理に大型道路は必要か。
- 駅南幹線を取りやめて欲しい。
- 駅南幹線がカーブを描いているため。
- 換地が扇型になつていて地権者のほとんどが納得していない。
- 交通安全の面から車がスピードを出して通過する。
- 駅南幹線がカーブを描いているため。
- 地区内に公民館用地が欲しい。
- 二十五m道路は必要ない。ため、地区内に公民館用地が欲しい。
- 二十年三十年後の未来を見直し、東・南方面にまちづくりの機会を与えるL字交差に。
- 駅南幹線は、当面二車線整備で将来四車線に。
- 栗田地区は昔農村であったが、中心市街地に近いところから任意開発され宅地化されている状況である。
- 栗田地区の公民館は狭いため、地区内に公民館用地が欲しい。
- この事業は、栗田地区が将来限りない可能性を持つまちとなり得る事業であると信じている。
- 十年後というと高齢化が更に進み、まちづくりにあきらめが生じてしまう。
- 栗田新道は車の渋滞がない。栗田新道は一回の信号で通過できる。

- 地球温暖化にアスファルトは拍車をかける。
  - 地域活動の拠点として老人福祉センターの建設を、デイサービス、ショートステイもある複合施設を。
  - 善光寺用水の構造物の全額を市がみているが、他の地権者の補償と同様にすること。
  - 保留地と売却する市有地とは同じ目的のものである。
  - 情報公開条例で買収面積を求めたが教えてもらえなかつた。
  - 地権者に言わ�必要以上に用地を取得したのではないか。
  - 土地取得が高額の時期に取得したため市財政を圧迫したのではないか。
  - 換地調整用残地は、公益施設用にまわすべきである。
  - 中部電力の地区外地域の高压線地下埋設経費はこの事業に含まれているのではないか。計画地域除外したのがいけないのでないのではないか。
  - 絶対反対ではない。ボタンの掛け違いからスタートし、強引で一方的なやり方で事業を推進している。
  - 借地権者は旧借地法の適用で生存権の補償ができる手立てをお願いする。
  - 区画整理により固定資産税、相続税の高騰につながり地代の値上がりになる。
  - 換地調整用残地の処分は土地を値下げしないと処分できないのではないか。
  - 換地調整は大変だが、現在の文明では機械により換地設計できるのではないでなか。
  - 第一回の仮換地指定（H七・一二・一二）以後、市は土地の取得を止めべきでなかつたが。
  - 自動車一辺倒の事業である。
  - 借地権者と地主のどちらが清算金を払うのか。地主が払うべきである。地主の指導を。
  - 渋谷区の街づくり（小中学生の作文や絵を参考にした）のようにもつと住民の意見を吸い取るべき。
  - 右肩上がりの経済振興のコンセプトで作つてある。コンセプトの見直しをすべき。
  - 人口減少の時代で車優先の事業はいかがなものか。
  - 人を大切にしたまちづくりをお願いしたい。
  - 東京都六町は陽だまり街区を作つた。
  - 上下水道も入つていてので、在來の道路を活用すればいい。
- 当特別委員会では、これらの御意見を十分踏まえ、事業促進に向け調査・研究を深めてまいります。
- 

## ◆第二十一回仮換地指定について◆

平成14年10月23日

平成十四年十月十八日（第二  
十五回）、二街区、八街区、二十  
一街区ほか、計十五街区の仮換  
地指定について、長野都市計画  
長野駅周辺第一土地区画整理審  
議会に諮問しました。

### ◎ 諮問内容

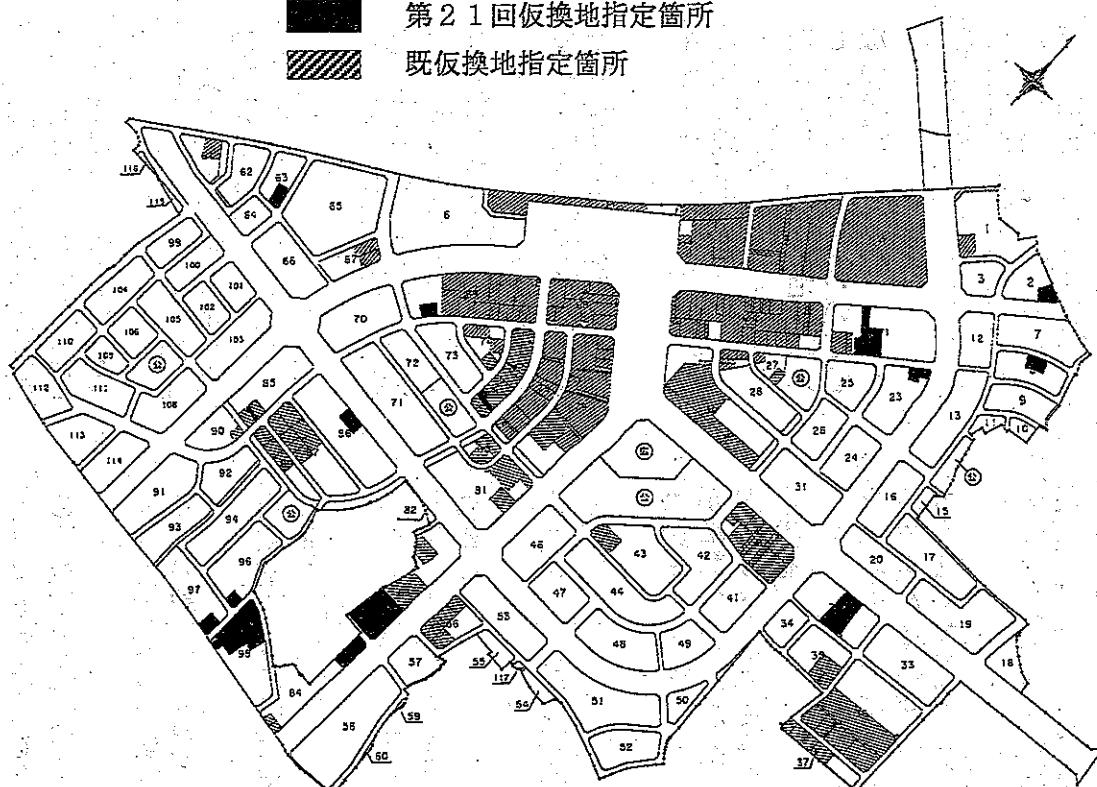
二街区の一部・八街区の一部  
二十一街区の一部・二十三街区  
の一部・三十二街区の一部・六  
十三街区の一部・六十九街区の  
一部・七十五街区の一部・八十  
三街区の一部・八十四街区の  
一部・八十五街区の一部・八十六  
街区の一部・九十六街区の  
一部・九十七街区の一部・九十八  
街区の一部

地権者数 四十一名  
従前地積 約一一、三三〇m<sup>2</sup>  
換地面積 約九、六二三m<sup>2</sup>  
平均減歩率 約一五・〇%

### 仮換地指定箇所<部分>

第21回仮換地指定箇所

既仮換地指定箇所



会から「適当と認める（賛成七名・反対五名・保留一名）」との答申を同日付でいただきましたので、各権利者に対し個々に仮換地の指定を行いました。今回の仮換地指定により、仮換地指定の合計面積は、約八九、一五二m<sup>2</sup>、仮換地指定率は二五、二二%になります。

「ひがしぐち」は長野駅周辺第二土地区画整理事業の関係者に配布・郵送しています。  
誤記・配布漏れがありましたらお知らせください。

住所 長野市駅周辺整備局  
電話 〇二六二二四五〇四九